



令和3年9月17日

利府町議会議長 吉岡 伸二郎 殿

産業建設常任委員長 西澤 文久



委員会調査報告書

本委員会で調査した事件について、利府町議会会議規則第72条の規定により、別紙のとおり報告します。

# 産業建設常任委員会 調査報告書

---

利府梨の現状と課題について

令和3年9月17日

# 産業建設常任委員会調査報告書

## 1 調査事件

利府梨の現状と課題について

## 2 調査目的

「利府梨」は、本町を代表する特産品であり、「利府と言えば梨」と言われるほど、その存在は県内外に広く知れ渡っている。しかしながら、近年は「後継者がいない」「新規の梨栽培就農者が少ない」などの理由により、「利府梨」を取り巻く状況は悪化している。このまま続くようであれば、近い将来「利府梨」が消滅してしまう可能性が高い。

このような状況を踏まえ、産業建設常任委員会（以下「本委員会」という。）においては、平成 28 年度にも所管事務調査のテーマとして「利府梨」を取り上げ、町当局に対し政策提言を行ったところである。しかし、その後も梨の収穫量の減少や梨栽培農家の担い手不足の深刻化が進んでいることから、改めて本委員会の所管事務調査のテーマを「利府梨の現状と課題」とすることとし、「利府梨」の存続・発展を模索するため、調査研究を行うこととした。

## 3 調査経過

令和元年 9 月の議員改選以降、以下のとおり本委員会を開催し、本委員会における所管事項を把握したうえで、今任期中の所管事務調査のテーマを「利府梨の現状と課題」に決定し、調査、研究を行っているもの。

※以下、所管事務調査のために本委員会を開催した経過のみを抜粋し記載

令和元年 1 1 月 1 3 日 産業振興課（農業委員会事務局を含む。以下同じ。）から事業概要等の聞き取り

1 4 日 上下水道課から事業概要等の聞き取り

2 5 日 都市整備課から事業概要等の聞き取り

1 2 月 1 2 日 所管事務調査テーマの絞り込み

令和 2 年 1 月 2 2 日 過去の所管事務調査の政策提言に対する町当局の取り組み状況等の検証作業

2 月 2 0 日 所管事務調査の作業スケジュール等の確認

- 4月27日 産業振興課から「利府梨の現状と課題」等について聞き取り
- 6月 9日 現役の梨栽培農家から梨栽培の現状等の聞き取りを行うことを決定し、聞き取りを行う梨栽培農家を選定
- 6月22日 梨栽培農家（渡辺幹雄氏）から梨栽培の現状の聞き取りなどを実施（併せて須賀水門の完成に伴う現地視察）
- 7月 2日 梨農家からの聞き取り結果のとりまとめ及び仙台農協利府地区梨部会との打ち合わせに向けた日程調整など
- 7月27日 仙台農協利府地区梨部会及び仙台農協東部営農センター職員から梨栽培の今後の取り組みの聞き取りを実施
- 9月28日 一般社団法人宮城県農業会議から職員を招き、農業の法人化支援などの研修会を実施
- 10月20日 中間報告書の提出に向けた内容と提出までの日程を確認
- 11月 9日 各委員からの調査内容をまとめて中間報告書の素案とし、表現等の精査を実施
- 12月 7日 12月定例会において中間報告書を提出
- 12月14日 現在活動している利府町地域おこし協力隊2名より、現状報告並びに活動における課題を把握するため聞き取り調査を実施
  
- 令和3年 1月21日 提言に向けた今後の調査予定を確認
- 2月15日 利府町梨生産者への聞き取り調査を実施したことを踏まえ、調査に携わった仙台農業改良普及センターの職員より、その後の集計・分析結果の報告を受け、意見交換を実施
- 3月 5日 報告を受けた利府町梨生産者への調査を検証し、梨農家の後継者等への調査を検討
- 6月 8日 提言に向けた今後の予定並びに調査内容を検討
- 7月 5日 経済産業部出席により、梨栽培農家の後継者と現状や、地域おこし協力隊の活動成果について、所管事務調査を実施
- 8月17日 調査報告書（案）を作成

## 4 調査状況

「3 調査経過」に記載のとおり、令和元年9月の議員改選後から本委員会では所管事項の把握に努め、令和2年1月29日に開催した本委員会において、所管事務調査のテーマを「利府梨の現状と課題」とすることを決定した。しかしながら、所管事務調査のテーマ決定以後、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、本町議会においても感染症拡大防止等の観点から、議会活動の自粛を余儀なくされたが、担当部局より「利府梨の現状と課題」等に関する説明を受けた。

当局からの説明によると、担当課においても梨栽培農家数及び梨の収穫量等の減少を把握しており、「花粉交配省力化事業補助」などの各種補助事業の実施や6次産業化の検討、地域おこし協力隊の活用など様々な支援策を講じているとのことであった。

また、本委員会においては、実際に梨栽培を行っている梨農家から直接聞き取り等を踏まえ、利府梨における現状や課題等を精査するとともに、課題等の解決や利府梨の発展に向けた調査研究を実施した。

### (1) 利府梨の現状と課題について（令和2年4月27日）

【説明者】産業振興課長 嶋 正美 氏

産業振興課農林水産班長 川口 優 氏

【参加者数】6名

利府町の現状について説明があり、第1次産業における農家の担い手不足は全国的にも大変大きな問題となっている。農家数の著しい減少が栽培面積へも影響することとなり、やめた農家から耕作地を引き継いでいる方の高齢化が進んだ場合、後継者不足により耕作面積がさらに急激に減少する可能性もあり、現在も衰退の一途を辿っている。

これまでも行政として様々な助成等を行っており、現在、町の地域おこし協力隊による梨栽培に対する積極的な取り組みも行われていることから、今後、栽培面積の拡大等を契機に、梨の生産者の激減を食い止めたい。

## (2) 利府梨栽培農家との情報交換(令和2年6月22日)

【説明者】梨栽培農家 渡辺 幹雄 氏

【参加者数】5名



梨園の現地調査

### ①概要

梨を栽培している農家から現状を聞くため、実際に梨園に行って農家の取り組みと現状を把握するために調査した。

### ②主な調査内容

- (ア) 栽培面積は確保されているが、梨畑の場所が分散されているため、作業効率が悪い。
- (イ) 梨単独で生計を立てるには7反歩から1町歩程度ないと難しい。
- (ウ) 「あきづき」は計算上500円/kgぐらいの収入になるが、計算どおりにはいかない。
- (エ) 地域おこし協力隊についても現状では一生懸命やっているが、国からの補助がなくなってからの対応が危惧されるので、補助金終了後の支援する体制の整備が急務である。

### ③調査結果

- (ア) 後継者育成の問題で、現在63戸ある生産者が、今後徐々に減少していくことが予想される。しかも高齢化が目に見えている後継ぎといっても、この時代であるため、全国的にどこの農家も思いは同じだと思う。夫婦二人でようやく回して一人が欠けると維持できない状態であり、これからの10年~20年で、危機的状況に陥ると思われる。
- (イ) 地域おこし協力隊は今3人いるが、1人は観光担当、2人は梨の方を担当になっている。作業をするのに畑が1つしか借りられず、それも1反歩くらい。このような厳しい状況でも、彼らは一生懸命に取り組んでいる。3年後、梨栽培の技術は身につくが、家や土地、資金など、何もない状態である。家族を養い、定住してもらうことが重要な課題である。町として、3年後を見据えた支援が必要であると感じる。



農家との意見交換

### ④まとめ

利府町の梨栽培農家は、後継者不足で相当厳しい状況になってきている。今後規模を拡大するのではなく、これ以上栽培農家を減らさないようにするために、梨を継続して作るにはどうしたらいいのかを考えなければならない。

今後、これまでとは異なる新たな発想の展開を進めていかなければ、利府の梨も益々衰退していくものと思われる。

### (3) 梨栽培の今後の取り組みについて（令和2年7月27日）

【説明者】：仙台農業協同組合利府地区梨部会

部会長 赤間 良一 氏

副部会長 板橋 秀之 氏

会計 鈴木 安洋 氏

仙台農業協同組合東部営農センター

営農課長 佐藤 清洋 氏

営農課主任 大槻 峻 氏

【参加者数】：6名

#### ①概要

仙台農業協同組合利府地区梨部会の三役と仙台農業協同組合東部営農センター職員と懇談を行い、梨栽培の取り組みについて調査した。

#### ②主な調査内容

- (ア) 後継者の育成
- (イ) 農業の法人化
- (ウ) 地域おこし協力隊

#### ③調査結果

(ア) 梨農家の後継者育成には、アンケート調査を実施しており、梨部会の会員63人の中で後継者が決まっている農家が18人であるとのこと。ほとんどの梨農家は、後継者が決まっておらず、5年後、10年後を考えると利府梨の存続が危ぶまれる。

(イ) 梨農業の法人化に関しては、どんな意図をもって法人化するのか、目的をはっきりさせる必要があるとの事。また、法人化によるメリット、デメリットを十分に理解する必要があると感じた。

(ウ) 地域おこし協力隊の活用は、3年後に梨栽培の技術は身につくが、家や土地、資金などが無い状態からのスタートである。3年後も利府町で家族を養い、定住してもらうことが重要である。町として、3年後を見据えた支援が必要であると感じた。

#### ④まとめ

今回の調査と意見を踏まえて、梨農家やJA仙台、町が一体となり、後継者対策の早急な確立が求められる。梨農家にふさわしい法人化を深く理解する必要性と地域おこし協力隊が何を考え、どのような問題を抱えているのか、調査し改善に繋げたい。

## （４）農業の法人化について（令和２年９月２８日）

【説明者】：一般社団法人宮城県農業会議 農政部 西田 陽平 氏

【参加者数】：６名

### ①概要

宮城県の農業の特徴や農業構造の動き、担い手の動向、また、アグリビジネスの取り組み状況などの説明を受けた。この中で農業の法人化についての調査を行った。

### ②主な調査内容

- （ア）農業経営の法人化
- （イ）法人化の目的
- （ウ）法人化のメリット・デメリット



### ③調査結果

#### （ア）農業経営の法人化とは

家族経営や集落営農から法人経営への変換が進められている。法人化にあたり、目的を明確にすることが大事である。補助金や税制上の優遇といった目先の利益だけではなく、経営管理能力や対外信用力の向上など、持続可能な法人化のメリットを最大限に活かす取り組みが求められている。

#### （イ）法人化の目的として

- ・加工の開発や販売ルートの拡大など多角的な経営（６次産業化）を目指す。
- ・後継者・労働力を保持するとともに、人材の確保で経営継承を円滑に進める。
- ・社会的な信用を高め、農業の経営規模を拡大させる。
- ・地域社会における「農業の維持・発展」に貢献する。

#### （ウ）法人化のメリットとデメリット

農業経営の法人化は農業経営の改善につながり、他産業並みの就職条件が整備できれば「農業」が魅力ある職業となる。一方、法人化することにより、税金や社会保障制度の負担や複式簿記での記帳義務も生じてくる。メリットと義務・負担を十分理解して取り組む必要がある。

### ④まとめ

説明者によると、宮城県の個人や家族経営の農家が法人化を目指す事例は増えている。

特定の農作物を存続させるために、課題はあるが法人化を目指すという事は安定経営に貢献し農業を守る有効手段の一つと感じた。また、将来にわたり、町の特産物である「梨」を守るため、後継者や担い手を育成できる法人化には興味



を覚える。他人同士で立ち上げる法人組織の場合は土地の所有権や収益の分配など、整理しなければならない事項もある。

一方、町当局が関わり支援できる方策を打ち出すことにより、地域農業の活性化にも繋がる可能性も考えられる。今後、利府町の「梨」を存続させるため、どのような法人化が求められるのか調査研究する必要がある。



法人化について学びました

### （５）地域おこし協力隊の現状（令和２年１２月１４日）

【説明者】：利府町地域おこし協力隊 吉川 一利 氏  
近江 貴之 氏

【参加者数】：５名

#### ① 概要

地域おこし協力隊２名が就農を目指して活動している。梨の担い手として、これからも継続して梨栽培を担う人材の育成のために地域おこし協力隊と懇談を行い、梨栽培の取り組みについて調査をした。



活動の取り組みを調査

#### ② 主な調査内容

地域おこし協力隊の主な活動報告については以下のとおり。

- （ア）町内の梨畑３ヶ所で、梨栽培を行い、知恵と経験を積んでいる。
- （イ）地元町内会、消防団に所属し、地域との繋がりに積極的に取り組んでいる。
- （ウ）「広報りふ」に活動内容を連載している。また、各自がSNSを使用し、活動をPRしている。
- （エ）幼稚園や保育所・園で、梨にまつわるクイズを写真や絵で、分かりやすく行うとともに、給食やおやつとして園児に梨を提供している。大変好評である。
- （オ）公民館教室で梨の講座や梨カレー作り教室を実施している。利府梨のPRにつながっている。





(カ) 6次産業化の一環として、梨スパイスカレーの開発に取り組んでいる。イベントなどでの販売やレトルト化で商品化を目指している（現在、商品化されている）。

(キ) 昔の利府梨の包装紙のデザインを参考に、ポロシャツやTシャツなどを作成した。デザインは職員のユニフォームになり、ニュースにも取り上げられた。また、大型ショッピング施設オープンに伴う記念品制作の依頼があり、記念品のデザインに採用されている。

### ③調査結果

(ア) 次年度の新規就農に向け、活動する梨畑を確定させ、賃貸借契約（利用権設定）を結ぶなど準備を進めることが重要である。

(イ) 「青年等就農計画」を作成し認定を受ける。これにより補助制度や無利子で融資を受けられるなどメリットは大きい。

(ウ) 新規就農に向け、農家になるための必要経費を算出し、県や農協等の関係機関と連携しながら補助制度を活用するなど、資金面での調査や準備が重要である。

(エ) 住居、機械用倉庫など、今後の就農に向けた生活面での準備を進めて行く必要もある。

### ④まとめ

地域おこし協力隊の2名は令和3年度で期間満了となる。令和4年度からは梨農家として新規就農する予定であり、協力隊としての活動における利府梨の周知PRや農業振興への貢献度は大きいと感じられる。

## （6）利府町梨生産者への聞き取り調査結果（令和3年2月15日）

【説明者】：仙台農業改良普及センター地域農業班 菊地 敬子 氏  
柴田 昌人 氏

産業振興課農林水産班長 川口 優 氏

【参加者数】：6名

### ①概要

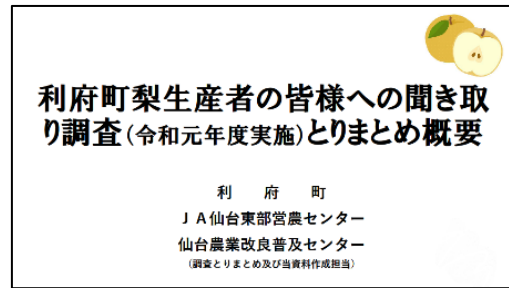
仙台農業改良普及センターの地域農業班より、「町の農業概要」と「なし部会（梨生産者）」への聞き取り調査及び県の「果樹支援対策事業」の説明を受けた。



職員からの調査報告

## ②主な内容

- (ア) 利府町の農業概要
- (イ) なし部会への聞き取り調査報告
- (ウ) 果樹支援対策事業



## ③調査結果

### (ア) 利府町の農業概要

- ・利府町の総土地面積に対し、耕地面積は8.6%。内訳として、水田が5.6%、畑が3.0%となっており、他市町村と比べて畑の割合が多い。梨畑の割合が多いと推測される。
- ・農産物直売所が52施設と多く、道路沿いに梨の直売所が点在している。
- ・果樹栽培農家数と栽培面積の推移として、農家数の減少は多いものの、栽培面積の減少は緩やかである。

### (イ) なし部会への聞き取り調査結果

- ・なし部会の年齢構成では、部会員(65名)のうち70歳以上が48%、60歳代70歳代で70%を占めており、年齢の高い人たちが梨の生産を支えている
- ・将来の担い手は、農業後継者がいると回答した人は18人。
- ・今後、栽培面積を増やすという人は少なく、現状維持の人が7割。この面積が増えないということは栽培面積の減少は回避できないとのこと。

### (ウ) 果樹関係国庫事業

令和元年度より果樹関係国庫事業を宮城県で利用できるようになった。

#### 【経緯】

- ・平成28年 蔵王町で他県の農家の視察を受け入れた際、宮城県が国の事業を利用していない現状を知らされた生産者より、大河原農業振興部に相談があった。
- ・平成29年、蔵王町から県に果樹関係国庫事業活用要望が出され、検討が始まる。
- ・平成30年6月全農みやぎが事業受け入れ先に決定。

#### 【先行事例】

- ・平成30年12月頃より、JAみやぎ仙南において国の事業を活用するため、果樹産地協議会設立及び果樹産地構造改革計画作成に係る取組みが始まる。
- ・平成31年4月「みやぎ仙南果樹産地協議会」設立。
- ・令和元年9月「みやぎ仙南果樹産地構造改革計画」策定。
- ・令和元年度 国事業に応募(事業申請者3名)

# 国の事業の流れ

国(農林水産省)

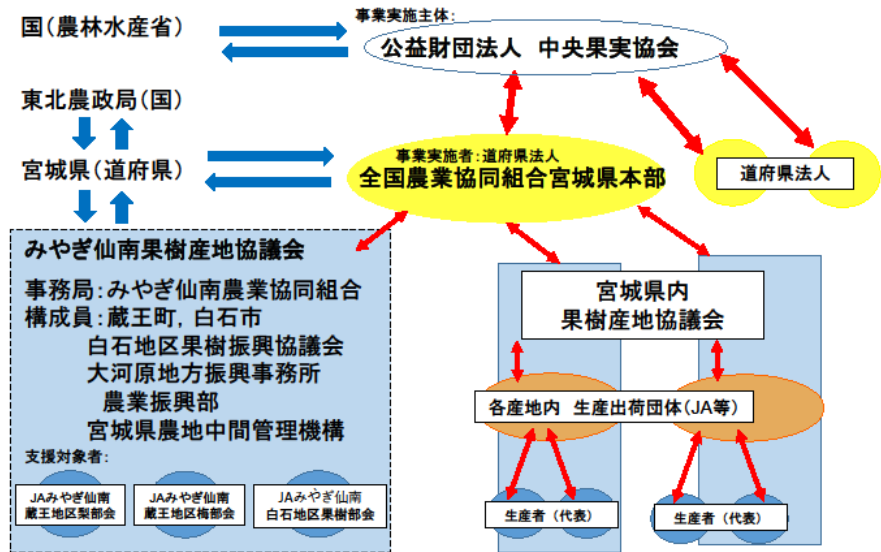


産地計画は地域の産地協議会で策定する〇〇地域果樹産地構造改革計画。国の事業に応募するためには、地域で果樹産地協議会を設立し、協議会で果樹産地構造改革計画を策定する必要があります。

## 【果樹産地協議会】

果樹産地における生産技術及び経営に係る課題等を打開し、産地を維持・発展させるため、生産者及び関係機関が一体となって「目指すべき産地の姿」を自ら考えるとともに、「産地計画」として策定し、取り組みを推進する組織。

## 「果樹産地協議会」とは？（JA仙南を事例に）



県園芸振興室作成資料引用

## 「産地構造改革計画（産地計画）」とは？

支援対象者	
1	<u>産地計画において担い手と定められた者</u>
2	産地計画に参画している生産者
3	農産中間管理機構
4	生産出荷団体（次期作に向けた取組に限る。）
5	事業実施主体が特に必要と認める者

※令和3年3月31時点の認定。

### ※みやぎ仙南果樹産地協議会：

- ・ 認定農業者
- ・ 本人または後継者が65歳未満
- ・ 果樹経営を主な生業とし、今後とも果樹農業を継続する意欲のある経営体（1ha以上）

いずれかに該当する生産者を、「担い手」に位置づけている。

国：「果樹農業振興特別措置法」  
→概ね5年ごとに「果樹農業振興基本方針」を策定。

県：県内産地が目指すべき姿を定めた「果樹農業振興計画（10年計画）」を5年ごとに見直し・策定。

果樹産地：産地ごとに「果樹産地協議会」を組織し、自らの産地の特性や意向を踏まえ、産地の目指すべき具体的な姿（目標）を定めた「果樹産地構造改革計画（産地計画）」を策定し、産地計画に基づく取組を進める。

国が支援し、実効性を高める

## 「産地計画」に記載すべき内容とは？

### ○産地の合意体制

### ○目指すべき産地の姿

（担い手の考え方、目標人数、担い手への園地集積等）

### ○流通販売戦略に関する事項

（消費者、実需者ニーズに応じた果実供給の取組、多様な販売ルートへの確保に向けた取組等）

### ○生産戦略に関する事項

（農地利用計画、生産を振興する品目・品種と生産目標計画、今後導入すべき新技術等）



「生産を振興する品目・品種の生産目標計画」は、計画策定時点の「現状値」が必要です。

県園芸振興室作成資料引用

# 果樹関係国庫事業の概要

令和3年度果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策等）

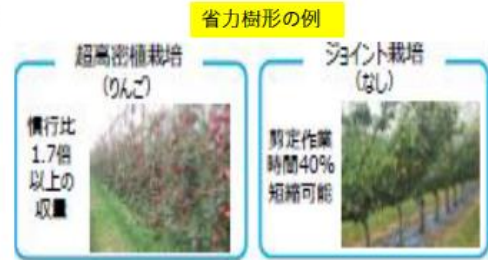
## ①省力樹形や優良品種の導入等支援

### 1. 果樹経営支援等対策

優良品目・品種への改植・新植及びそれに伴う未収益期間における幼木の管理の取組みに要する経費への支援を行います。特に、平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進します。

<改植(括弧内新植)の支援単価の例>

品目	慣行栽培	省力樹形栽培		未収益期間対策 (幼木管理経費)
かんきつ	23 (21) 万円/10a	111 (108) 万円/10a (根域制限栽培)		22万円/10a (5.5万円/10a × 4年分)
りんご	17 (15) 万円/10a	53 (52) 万円/10a (高密植低樹高栽培)	73 (71) 万円/10a (超高密植栽培)	
なし	17 (15) 万円/10a	33 (32) 万円/10a (ジョイント栽培)		(品目共通)



### 2. 苗木・花粉の安定確保対策、放任園地発生防止対策

- 果樹の生産に必要な苗木や花粉の安定供給を図るため、苗木の生産体制の構築や花粉専用園地の育成等の取組を支援します。また、省力樹形の導入推進のため、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を新たに支援します。
- 伐採や植林等の放任園地発生防止の取組を幅広く支援します。

### 3. 果実流通加工対策

加工原料用の国産果実の供給不足に対応するため、実需者との契約取引の導入、省力型技術体系の導入実証等の取組を支援します。

<参考データ>

開園からの育成期間終了までの年次別収支試算  
(平成22年 石川県農業総合研究センター編「水田転換畑における日本ナシの根域制限・溶液土耕及び二本主枝垣根仕立て栽培技術」)

項目	(単位：千円/10a)					
	管理1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
粗収益 A	0	0	230	567	993	1205
開園費	441	0	0	0	0	0
変動費	14	42	126	243	365	412
固定費	223	223	223	223	223	223
経営費 B	678	265	349	446	588	636
育成価 C=B-A > 0	678	265	119	0	0	0
育成価累計額 Σ C	678	943	1062	0	0	0
単年度所得	0	0	0	101	404	570
累積所得	0	0	0	101	505	1075
変動費：肥料費、農薬費、動力光熱費、出荷経費 等						
固定費：減価償却費、修繕費 等						
※初年目の国からの支援 省力樹形栽培ジョイント 未収益期間対策費 計					320千円/10a 220千円/10a 540千円/10a	

# 果樹関係国庫事業の概要

令和3年度果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策等）

## ②未来型果樹農業等推進条件整備

一定規模以上（**2ha以上**（基盤整備を行う場合は5ha以上））で省力樹形を導入する場合、それに必要となる次の取組を総合的に支援します。

（果樹農業生産力増強総合対策及び農地耕作条件改善事業（**農地中間管理機構重点地区指定**が必要）により支援。水田に新植する場合は、さらに**水田活用の直接支払交付金**により支援。）

### 1. 新産地育成型（水田等への果樹の新植）

(1) 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
- ② 省力技術研修：3万円/10a

最大23万円/10a※

水田の場合、水田活用の直接支払交付金(a・b)と合わせて

**最大33.5万円/10a**を支援。（※上記の23万円/10aから10万円/10aを控除）

a.高収益作物定着促進支援：2万円/10a×5年間

b.高収益作物畑地化支援：10.5万円/10a

※23万円-10万円+(2万円×5年)+10.5万円=33.5万円

(2) 機械作業体系に必要な資機材の導入・設備のリース導入

Miyagi Prefectural Government

## ④まとめ

聞き取り調査によると、生産面で「機械の更新」「機械の共同利用」など、農業機械をどうにかしてほしいという意見が多く、販売面では「利府梨ブランドの定義化」、「利府梨の統一」、「直売所営業時間の統一」、「販売の組織化」など、多数の意見が寄せられていた。

土地利用等への意見では、「圃場の集約と圃場整備」、「団地化」など、傾斜地で作業がしづらい現状から、圃場の整備という要望が寄せられていた。

担い手問題では、「新規栽培者の確保・育成」を望む声が最も多く、利府梨を存続する柱として法人化という意見もあげられている。

最後に、このままでは梨生産者の高齢化により、栽培面積の減少は回避できない状況である。梨の担い手育成や法人化、果樹関係国庫事業の活用など、課題解決のための施策を早期に検討すべきである。

## (7) 経済産業部所管事務調査(令和3年7月5日)

- 【説明者】経済産業部長 佐藤 浩幸 氏  
経済産業部農林水産課長 上野 昭博 氏  
経済産業部農林水産課農林水産係長 及川 直利 氏
- 【参加者数】5名

### ①概要

利府梨の栽培において、後継者問題、地域おこし協力隊の成果、圃場の集約化、組織化及び法人化、6次産業化などを、所管の経済産業部との懇談により、聞き取り調査をした。

### ②主な内容

- (ア) 後継者の現状と課題
- (イ) 地域おこし協力隊の成果
- (ウ) 栽培農家の法人化
- (エ) 6次産業化



所管事務調査

### ③調査結果

#### 【後継者の現状と課題】

梨の栽培のみならず、農業全体の従事者が全国的に、高齢化や担い手不足により、継続が困難になってきている。後継者がいる梨農家においては、若手が圃場を増やすなど意欲的に取り組んでおり、これからの利府梨を継承してくれるものと期待が持てる。一方で、後継者のいない梨農家は全体の半数を占めており、今後、耕作地の減少、放棄が懸念される。

#### 【地域おこし協力隊の成果】

現在、梨畑2か所を借りて知識と技術、経験を積んでおり、令和3年度からは新たな圃場面積の拡大を図っている。JAや生産者団体との交流において勉強会、研修を受け、梨栽培の技術習得に励んでおり、町の住民として町内会、消防団に所属し、幼稚園や保育所には梨の提供も行っている。

PR活動としては、SNSはもとより「広報りふ」での活動内容の掲載、公民館教室では6次産業化にもつながる梨カレーづくり教室を開催している。また、昔の利府梨の包装紙をデザインとしたポロシャツ、Tシャツを作成し、町職員のユニフォームにもなり、マスコミにも取り上げられた。これらの情報発信は利府梨の宣伝効果に大きく貢献している。

#### 【栽培農家の法人化】

法人化にはメリット、デメリットがあるが、設立さえできてしまえば、経営的には優位な面が多い。利府梨の栽培においても持続、継続に可能性を見出す



ことができ、ブランド化にも寄与できる。しかしながら、法人化への町からの支援、関与は難しく、現在はJ A仙台が若手の栽培農家や地域おこし協力隊とともに設立を模索、検討中である。町としても、関係者との協議が進む中で、支援や検討を含めた意見交換、情報共有を続けていく。

#### 【6次産業化】

6次産業化については、法人化と大いに関連性がある。現時点でも梨の直売所も、ある種6次産業と言える。直売所では売れない不良品の再利用、原材料の安定した確保、民間の加工会社との交渉なども、法人であれば、個人よりは優位に話が進む。6次産業化の商品の先駆けのモデルになりうる「梨サイダー」「梨のスパイスカレー」などは、既に市販化ならびに製品開発が行われており、こうした新しい製品づくりのアイデア考察にも、法人化は大きなメリットとなりえる。

#### ④まとめ

梨栽培農家の戸数は、明らかに減少傾向にあるが、比例して栽培面積が減ってきているわけではない。要因は、人数は少ないものの梨づくりに魅力を感じる若手の梨栽培農家の後継者たちが、経営できなくなった圃場を借り受けているからである。しかし、現時点では、減少傾向に変わりはない。これを現状維持、増産へと変えるには、地域おこし協力隊も含めた若い担い手たちに期待する。

圃場の集積・集約化、労働負担の分散化、共同作業が望ましく、法人化が実現するのであれば、そのメリットはより大きい。町としては今後も梨栽培農家への変わらない支援、自立していく地域おこし協力隊には、農業人材投資事業など、国、県の補助や支援制度をいち早く利用し支えていくべきである。

利府梨の現状と梨農家を取り巻く状況について【参考資料】

(1) 梨農家の現状について

①梨農家数及び栽培面積

・令和元年度（平成31年4月1日時点）

農家数：65戸

面積：19.76ha

・令和2年度（令和2年4月1日時点）

農家数：62戸

面積：19.44ha

・令和3年度（令和3年4月1日時点）

農家数：60戸

面積：19.66ha



②年齢別栽培農家数（令和2年度・62戸の内訳）

年齢	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90
農家数	0	3	1	7	29	13	9

（令和2年4月1日現在）

③年齢別栽培農家数（令和3年度・60戸の内訳）

年齢	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90
農家数	0	2	1	4	23	20	10

（令和3年4月1日現在）

④梨の収穫量

令和元年度／約519t

令和2年度／約524t

⑤品種毎の栽培状況（令和3年3月31日現在）

品種	全栽培面積に対する比率
あきづき	35%
長十郎	18%
幸水	20%
豊水	5%
かおり	4%
その他	17%

(2) 梨農家に対する町の支援状況について

①花粉交配省力化事業補助

	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助実績 (補助率:1/4)	22 戸 (122 千円)	24 戸 (124 千円)	19 戸 (84 千円)	17 戸 (101 千円)

(事業概要) 梨の花粉交配作業を省力化するため、マメコバチを導入する梨農家へ補助を行う。

②環境保全型農業推進事業補助

	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助実績 (補助率:1/2)	73 戸 (707 千円)	51 戸 (566 千円)	40 戸 (381 千円)	33 戸 (510 千円)

(事業概要) 環境と調和した農業を目指すため、農薬散布回数の減少を目的に、フェロモン剤設置による害虫の増殖抑制を図る梨農家へ補助を行う。

③利府梨品種更新推進拡大事業補助

	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助実績 (補助率:1/3)	17 戸 126 本 (171 千円)	32 戸 392 本 (594 千円)	22 戸 179 本 (135 千円)	28 戸 210 本 (151 千円)

(事業概要) 消費者のニーズに合った「あきづき」等の有望な品種への更新を推進するため、苗木購入を行う梨農家へ補助を行う。

④利府梨新植支援事業補助

	平成 27 年度	平成 29 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助実績 (補率:2/3)	1 戸 面積:1,541 m <sup>2</sup> (1,440 千円)	1 戸 面積:1,020 m <sup>2</sup> (873 千円)	要望なし	要望なし

(事業概要) 利府梨の生産性向上を図るため、新たな梨畑 1,000 m<sup>2</sup>以上の整備を行う農家へ補助を行う。

## 5 「課題」及び「意見」(提言)

### (1) 後継者問題と農業技術の継承

#### 「課題」

梨農家の後継者問題は今に始まったことではない。取組みの遅れにより梨農業の担い手は60代、70代以上が中心になり、事業継承は待ったなしの課題になっている。

今までの梨栽培は家族経営が一般的で、親から子への世襲継承が原則としてあった。そのため、後継者は親の手伝いをしながらノウハウを体で学ぶのが当たり前であった。つまり、梨の農業技術は親から子へ受け継がれており、技術の継承や知識がマニュアル化されておらず、後継者育成のノウハウが無いままで現在に至っている。

#### 「意見」(提言)

高齢化が進み、担い手の育成が進まないと農業技術継承や、梨生産者や作付面積の減少から「利府梨」の存続は、さらに厳しい環境にさらされていく可能性が高い。それらの対策としても、今後計画的な後継者育成と、農業技術の見える化やデータ化に取り組み、若い農業者へ技術継承を進めるべきである。

### (2) 地域おこし協力隊の活動と成果

#### 「課題」

地域おこし協力隊2名については、今年度で期限満了となり、次年度からは梨農家として新規就農する予定である。現在、梨栽培技術の習得に励んでいる傍らで、活動内容について、利府をPRしながらそれぞれがブログやツイッター、フェイスブックなどSNSを使って情報発信を行い、テレビや新聞などにも多々取り上げられている。

地域おこし協力隊2名だけではなく、新規就農者への支援など梨栽培を担う人材の育成がこれからの課題だと思われる。

#### 「意見」(提言)

利府梨を求めて町外から多くの人を訪れ、「ニュースで見て利府梨を食べてみたい」と言った声も聞かれる。地域おこし協力隊の活動により利府梨の認知度の向上に大きな成果を上げ、利府梨を含めた農業振興等に対する貢献度は大きいものと考えられる。

今後は、地域おこし協力隊の就農後の継続的な支援や、新たな地域おこし協力隊への支援が可能になるよう長期的な支援策を検討すべきである。

### (3) 法人化における課題

#### 「課題」

県内では個人や家族経営の農家が法人化を目指す事例は増えており、特定の農作物を存続させるために有効な手段の1つではあるが、法人化に向けて組織する生産者の共通認識や、また生産から販売までの手方など考え方の統一性を持ちながら進めて行く必要がある。

後継者や担い手を育成できる「法人化」が、今後の課題解決に向けた方策となる可能性は高いが、他人同士で立ち上げる法人組織の場合、土地の所有権や収益の分配など、整理していかなければならない部分も多い。

農業関係者においても、法人化の必要性やメリットなどその有効性は理解されているものの、初期段階における準備も含め、法人化にすることで安定した経営ができるのか、将来的な不安材料を解消していく必要があると感じた。

#### 「意見」(提言)

法人化を目指すことは梨栽培だけでなく、農業を守っていくうえで有効的な手段の1つであり、利府梨栽培の長期継続につながる可能性があることが理解できた。利府梨の将来にわたるブランド化を目指し、町の特産物を守る方策の1つとして、JA仙台や若手の栽培農家、また農家として自立していく地域おこし協力隊等の支援をしながら、梨栽培における「法人化」について調査、研究を進めるべきである。